

「外国証券取引口座約款」新旧対照表

平成 22 年 4 月 1 日

(下線部分改正)

新	旧
<p>第 2 章 外国証券の国内委託取引</p> <p>(配当等の処理)</p> <p>第 7 条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>2～5 (現行通り)</p> <p>6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより<u>株式事務取扱機関及び決済会社又は当社</u>が行います。</p> <p>7 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第 2 章 外国証券の国内委託取引</p> <p>(配当等の処理)</p> <p>第 7 条 寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより<u>株式事務取扱機関及び決済会社</u>が行います。</p> <p>7 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>